



別紙 1

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休業措置等の取扱い

1 体調不良者（児童生徒）への対応

- (1) 体調不良者は登校を控え、かかりつけ医又は県コールセンターに電話相談の上、医療機関を受診するよう指導すること（出席停止）。
- (2) 検査で陰性と診断された場合等であっても、症状がなくなってから少なくとも48時間は自宅待機し、健康観察を行うよう指導すること（出席停止）。

【補足】

- ・ワクチン接種後の発熱等の場合も、ワクチン接種の副反応によるものか、感染症によるものか判断できないことから、出席停止とする。
- ・48時間以上経過していれば感染の可能性がなくなるということではない。

2 陽性判明者の接触者の出席停止措置

- (1) 陽性判明者の接触者（以下の要件に該当する児童生徒）については、陽性判明者との最終接触日の翌日から7日間の出席停止とし、症状がなければ8日目からの登校を可能とする。なお、4日目及び5日目に検査し、陰性が確認された場合は、5日目からの登校を可能とする。

（注）抗原定性検査キットを使用する際は、「体外診断用医薬品」を使用すること。

「接触者」

- ・陽性判明者と感染可能期間にマスクを着用していても手の届く距離で15分以上会話をした者
- ・陽性判明者と感染可能期間に会話を伴って一緒に食事をした者
- ・陽性判明者と感染可能期間にマスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者

（注）接触者については、児童生徒等に陽性が判明した場合に出席停止とする者を特定するための基準として県教育委員会が独自に設定したもので、保健所が特定する「濃厚接触者」とは異なる。

- (2) 出席停止の措置については、接触者に該当する児童生徒本人のみで、保護者等の就業を制限するものではない。
- (3) 特別支援学校やクラスターが発生した高等学校等に対して、保健所から待機期間等について助言があった場合については、その助言等を踏まえて判断する。

3 臨時休業措置等について

- (1) 体調不良者が同一学級に複数いる場合
当該学級は3～5日間（土日、休日を含む。）の臨時休業を検討する。

(2) 児童生徒の陽性が判明した場合（疑似症患者（※）を含む。）

① 陽性判明者が感染可能期間に登校している場合は、当該学級について陽性判明者の最終登校日の翌日から3～5日間（土日、休日を含む。）の臨時休業を検討する。

② 当該学級において、上記1の体調不良者又は2（1）陽性判明者の接触者に該当する者以外の児童生徒については、臨時休業解除後の登校を可能とする。

※ 疑似症患者：児童生徒（又は教職員）の同居家族が陽性者となったために濃厚接触者に特定され、健康観察中に有症状になり、医師の判断により検査を行わずに診断された患者をいう。

(3) 臨時休業の措置を講じている学級が複数ある場合

学年又は学校全体に感染が拡大していることが想定される場合は、学年又は全校の臨時休業について、学校内の感染状況等を踏まえ判断する。

(4) 特別支援学校やクラスターが発生した高等学校等に対して、保健所から感染防止対策等について助言等があった場合は、その助言等を踏まえて判断する。

4 教職員について

教職員の在宅勤務又は出勤困難休暇等については、上記1及び2に準じて取り扱うこととする。

5 その他

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の措置については、学校における感染状況等に基づき、県教育委員会が判断しますので、各校においては、体調不良者等の状況について速やかに御連絡願います。